

# 非行少年の更生保護に関する一考察

専攻：教科・領域教育学

コース：社会系コース

学籍番号：M08159C

氏名：立石秀一

## I. 研究の目的

少年法は、2001年に、刑事処分年齢の見直し、事実認定手続きの適正化、被害者への配慮の充実という内容で、いわゆる厳罰化の方向へ転じることとなった。少年法は、保護主義に基づいて少年の健全育成を理念として定められた法律である。この法律を社会の処罰感情を受けて厳罰へと改正することは、少年法の理念に反するのではないかという議論はこれまでに何度も繰り返されてきた。少年法はこの2000年の厳罰化への改正の流れを組み、2007年に第2次、2008年に第3次と少年法は改正されている。

また、犯罪を犯した者や非行少年の更生の処遇を定めた法律である「犯罪者予防更生法」と「執行猶予者保護観察法」は、2007年6月に一本化されて「更生保護法」となり、2008年6月から施行されている。更生保護法は、犯罪者・非行少年の社会復帰をその理念として掲げている。しかし、前身の2つの法律を一本化して更生保護法を成立させた際に、前身の犯罪者予防更生法にはなかった「再犯防止」という機能が目的として規定された為、対象者の社会復帰援助よりも、社会防衛へと比重を移して、再犯や再非行に至らせない為に監視機能を強化しようとした。これでは、更生保護の対象者を社会から排除し再犯を助長することはあっても、対象者の円滑な社会復帰を促進することにはつながらない可能性がある。ところが、更生保護制度改革のために発足した有識

者会議では、成人の犯罪者の更生という観点が強調され、その制度の中に少年を含めて議論が十分に行われていなかった。

このように、少年法改正と、更生保護制度改革は、非行少年の処遇を大きく変えることになった。この二つの法律の改正は、非行の発見、審判や裁判の過程から、少年が社会に戻っていく過程にまで、変革を及ぼすようになったといえる。本研究は、少年法の改正と更生保護の改革、厳罰化や再犯防止が、非行少年の更生にどのような展望をもたらすものなのか考察するものである。その処遇の変化による非行少年への影響を再度考察することによって、非行少年をとりまいている法律・社会の課題と今後の展望を明らかにしていく。

## II. 論文構成

序章 研究の目的

第1章 少年非行

第1節 少年非行の現状

1 状況の量的概観

(1) 検挙人員等の概観

(2) 罪名別の概観

(3) 年齢別概況

第2節 少年非行の要因

第2章 少年非行と保護観察

第1節 非行少年に対する法的整備

1 少年法の厳罰化と更生保護

2 少年法の理念「保護主義と健全育成」

- 3 非行少年の保護手続き
  - (1) 非行の発見と家庭裁判所送致
  - (2) 家庭裁判所の終局決定
- 4 更生保護制度に関する法的整備
  - (1) 戦前の法整備
  - (2) 戦後の法整備
  - (3) 近年の法整備

## 第2節 更生保護と保護観察

### 第3節 保護観察対象者と担い手

- 1 保護観察官及び保護司
- 2 保護観察対象者
- 3 遵守事項を基にした関係性

### 第4節 保護観察手続き

## 第3章 更生保護制度に関する課題と今後の展望

### 第1節 2007年少年法改正の厳罰化と更生保護制度

#### 第2節 非行少年と警察

##### 1 警察の捜査権限の拡大と非行の防止活動の位置づけ

##### 2 警察は更生を担える機関か

#### 第3節 被害者支援の問題点

- 1 被害者支援とは何か
- 2 更生保護における被害者支援
- 3 被害者支援担当者の問題

#### 第4節 遵守事項違反少年の少年院送致

#### 第5節 保護観察官と保護司の協働態勢

## 終章 総括と今後の課題

## Ⅲ. 研究の成果と課題

第1章は、少年非行の現状について分析した。結果として、少年非行は決して楽観できる状況にはないもの、近年では安定して推移していることが明らかになった。その中では再非行に至る少年の非行性を解消するための処遇方法に課題があ

ることが考察された。

第2章では、第1章で考察した非行少年は、少年法や更生保護制度によってどのように処遇されているのかを考察した。更生保護制度、つまり、非行少年の立ち直りを支える更生保護の中核を担う保護観察について考察を加えた結果、更生保護制度は戦前の「監視機能」を有する体制に近づいているように考察できた。また、制度改革の中で、対象者や担い手、また、社会の認識すら変えていく可能性があることが考察された。

第3章では、第2章で明らかになった問題点を改めて考察した。少年法や更生保護制度改革は少年に対して非行は防止できたとしても、更生を促すものではないという結論に至った。また、1号観察少年の遵守事項違反を根拠とした少年院送致は、少年の更生を目的とはしておらず、非行少年の処遇の担い手である保護観察官と保護司の業務の効率化にはつながることはあっても、更生保護の理念を支えるものにはなりえないことが考察された。被害者支援の問題点については、更生保護官署がその役割を担うことであったが、そこでは、少年の更生と被害者の支援という相反する利益を更生保護官署が担うことはできないのではないだろうかということが考察された。

社会が犯罪者や非行少年を受けて止める姿勢を築くべきであるといった有識者会議は、改革の内容を考察してみると、そういった方向には向かわないことが明らかになった。なお、少年の就労支援や、就学を拒む社会、保護者への措置など、いくつか考察すべきものが残っているので、継続して研究していきたい。

主任指導教官 藤井 徳行  
指導教員 藤井 徳行